にぎわいとやすらぎの交流都市 立川

No.1554
2/25
令和4年(2022年)
月2回(10日・25日)発行

広報たちかわ

発行／立川市　編集／広報課
〒190-8666 立川市泉町1156-9
Tel 042(523)2111〔代表〕
Fax 042(521)2653
●ホームページ　●ツイッター

［主な内容］▶2面 新型コロナウイルスワクチン接種 ▶6・7面 立川を農で元気に～「ブランドマーク」が誕生

新型コロナウイルス感染症の影響による催し等の中止や延期、各施設の開館状況等の情報は、市ホームページをご覧いただくか、各問い合わせ先へ。

少しの気づきで まちはもっとステキに

喫煙や放置自転車、ごみのポイ捨てなど、マナーに関する苦情が市に多く寄せられています。

「誰も見ていないから」「ちょっとだけだから」…そんな行動が、誰かに嫌な思いをさせているかもしれません。誰もが快適で住みやすいまちになるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問広報課・内線2745

その喫煙は本当に正しい場所ですか

道路や公園など公共の場での歩きたばこは市内全域で禁止です。また立川駅と西国立駅周辺の特定地区では路上喫煙も禁止です。

愛犬だって嫌われたくはないはず

犬の散歩をするときは必ずリードでつなぎましょう。オシッコはすぐに水で流し、フンは必ず持ち帰って処分しましょう。

考えよう 誰が拾うのその“落とし物”

ごみのポイ捨ては犯罪です。空き缶や紙くず、ペットボトルなど、外出先で出たごみは、自宅に持ち帰り分別して捨てましょう。

放置してはいけない理由を想像してみて

放置自転車は、景観を損ねるだけでなく、通行の妨げにもなります。特に目の不自由な方や車いすの方などにとっては大変危険です。